

飲食提供業務の考え方

1 飲食提供サービスの実施場所の基準

指定管理者の責任において、びゅあ総合1階交流室内に軽食・喫茶コーナーを設置し営業すること。

(1) 厨房及びカウンター（9.7575㎡）

水道 1

流し台 1台

電気湯沸かし器 1基

（調理は、電磁調理方式とする。）

(2) 客席スペース（他のセンター利用者と共同使用 76.279㎡）

テーブル 6台

椅子 24脚

2 軽食・喫茶コーナーの性格等

施設利用者の昼食や研修・会議の合間の憩いの場、情報交換の場として品格と利便性を備えた施設とする。

施設の目的を達成し、利用者のサービスの向上を図るため、公序良俗、青少年の健全育成に反しない範囲で営業すること。

3 軽食・喫茶コーナーの設置・営業に関する留意点

(1) 飲食提供サービスの基準

軽食・喫茶コーナーの飲食提供のサービスについては、指定管理者自らが行うか、委託によるものとする。

厨房で調理した飲食の提供又は移動販売もしくはケータリングカー（移動販売車）による飲食の提供とし、サービスの内容とサービスを提供するために必要な場所については、事前に県と協議し、承認を得るものとする。

(2) メニュー・価格

軽食・喫茶コーナーの性格を踏まえたメニューと価格を設定すること。

(3) 営業日及び営業時間

営業日は、センターの開館日を原則とし、営業時間は、午前9時から午後5時までの中で定めることとする。

(4) 営業期間

指定管理期間（令和9年4月1日から令和14年3月31日まで）の期間内とする。

(5) 営業に係る従業員

従業員の教育や適正配置に努めること。

(6) 安全・衛生

飲食提供サービスの実施にあたり、常に食品衛生法その他の関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(7) 苦情処理

飲食提供サービスの実施にあたり、利用者からの苦情等があった場合は誠意を持って対応するものとし、その内容及び対応状況を遅滞なく県に報告すること。

(8) 経費負担

飲食提供サービスの設置・営業に要する電気、水道、その他の費用は指定管理者が負担するものとする。

(9) 営業の終了

営業を終了するときは、指定管理者の自らの責任と負担により、現状に回復しなければならぬ。

4 飲食提供サービスを行う者の要件

次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 山梨県内に主たる事務の本拠又は住所を有すること。
- (2) 営業に当たっては、食品衛生責任者養成講習会修了者を従事させること。
- (3) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 2 3 3 号）の規定に基づく、飲食営業の許可を受けること。
- (4) 施設の管理運営方針を理解し、施設利用者の利便性向上のために、積極的に協力できること。
- (5) 過去 3 年間に食品衛生法違反による処分を受けたことがないこと。
- (6) 過去 1 年間、県税の未納がないこと。

5 飲食提供サービスを行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (4) 法人にあっては、業務を執行する役員のうち、上記(1)から(3)までの一に該当する者がいる場合